

令和5年度 草加市立小中学校は

「土曜授業(年間3回)」に取り組み、夏季休業日を3日間短縮します。

令和4年12月

保護者・地域の皆様

草加市教育委員会

保護者・地域の皆様には、日ごろから学校教育の推進に当たり、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、草加市教育振興基本計画 ～笑顔かがやく草加教育プラン～ に基づき、学校・家庭・地域が、互いに信頼し、絆を深め、連携して支え合い、「生きる力を共に教え育てる草加の教育」を基本理念とした教育活動に取り組んでおります。

その一つの取組として、令和4年度より「土曜授業」を年間3回実施し、併せて夏季休業日を3日間短縮することで、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担いながら、個に応じた多様な学びの機会の充実を推進してまいります。

実施内容・実施方法

- (1) 土曜授業の名称は、草加サタデースクールとします。
- (2) 土曜授業を年間で3回（原則として6・11・1月の第2土曜日の半日）実施します。
※令和5年度は、原則として次の日程です。
6月10日（土）、11月11日（土）、1月13日（土）
- (3) 土曜授業は通常授業を行います。ただし次の事項も含むものとします。
ア 保護者・地域との連携協力による体験活動及び学校行事
イ 保護者・地域への公開授業
ウ 児童生徒の習熟の程度に応じた補充・発展的学習
- (4) 夏季休業日を8月末から3日間（土日を含まず）短縮し、その最初の日を始業日とします。
※令和5年度は8月29日（火）が始業日となります。
※給食は、小学校は8月31日（木）、中学校は8月30日（水）から実施いたします。
- (5) 開校記念日（平日）は授業日とします。

目的と期待される効果

(1) 目的

- ア 授業時数のより十分な確保を図ります。
- イ 土曜日等における児童生徒の有意義な過ごし方を支援します。
- ウ 開かれた学校づくりをより一層推進します。

(2) 期待される効果

- ア 教育課程にゆとりをもたせることができ、学力の向上につなげることができます。
- イ 子どもと向き合う時間や場を増やすことができ、教員と児童生徒との信頼関係を深め、児童生徒がより一層安心して、学校生活を送ることができます。
- ウ 学校・家庭・地域が一体となった体験活動や公開授業が実施しやすくなり、学習活動を広げることができるとともに、より一層連携を深めることができます。

Q&A

Q どのような授業や学校行事が実施されるのですか？

A 土曜授業は通常の授業を行うことが基本となります。その他、学校行事や授業参観等も考えられますが、目的や期待される効果を考え、各校が具体的な実施内容を決めます。

Q 学校外（大会等）の活動を優先させた場合、欠席になりますか？

A 主催団体等により対応が異なりますので、学校にご確認ください。

Q 令和5年度の草加寺子屋はどのように実施されますか？

A 令和5年度の草加寺子屋の実施回数等の詳細は、後日、市立小学校の保護者宛ての手紙でお知らせいたします。

リーフレットに関する問合せ先

草加市教育委員会 教育総務部指導課

電話 048-922-2748